第9回植物防疫検討会　議事概要

日　時：令和8年 10 月 30 日（金）10:00～11:30
場　所：農林水産省消費・安全局第 1 会議室（web 併催）
出席者：【委員】有江委員（座長）、天野委員、大島委員（事前に書面で質疑応答を行った。）、大藤委員、君島委員、杉山委員（オンライン参加）
【専門委員】宮竹専門委員（事前に書面で質疑応答を行った。）
【事務局（農林水産省）】
消費・安全局　植物防疫課
坂田課長、神前国際室長　他
横浜植物防疫所
武石次席調査官、丹野次席調査官
【傍聴（Web）】約 50 名
議　題：「植物検疫に係る輸入解禁協議の状況について」
・ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁協議
・台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃協議）

農林水産省消費・安全局植物防疫課坂田課長から冒頭あいさつの後、事務局から議題について資料に沿って説明。

各委員からの発言要旨は以下のとおり。

ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁協議

【事務局からの補足説明】

- 大島委員より、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。
  ① ベトナム産ザーサイン種ポメロの殺虫試験について、資料7ページの熱耐性比較試験では温度の保持時間の記載がないが、この試験も 20 分間保持したものか。
  （回答）熱耐性比較試験は、各発育ステージ間での熱耐性の比較が目的であるため、大規模殺虫試験とは異なり、果実中心温度が目的の温度に達したのち、保持時間無し（0分）で処理を終了している。
  ② ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実のリスク管理措置案について、資料8～9ページのリスク管理措置案は、既に輸入が認められているタイ産ポメロの蒸熱処理条件と比べて同程度と考えてよいか。
  （回答）それぞれの地域で行われた試験結果に基づき処理条件を設定しているため、同じ品目・同じ蒸熱処理であっても、必ずしも同じ処理条件となるわけではない。タイ産ポメロの処理条件と今回の措置の処理条件とでは、温度及び時間が異なるため単純な比較はできないが、大きく異なるものではないものと考えている。

● 宮竹専門委員より、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。

① ベトナム産ザーサイン種ポメロの殺虫試験について、資料7ページにおける熱耐性比較試験の「補正殺虫率」と大規模殺虫試験の「殺虫率」の違いは何か。また、熱耐性比較試験（セグロモモミバエ老齢卵・果実中心温度 46℃）では補正殺虫率が100%となっていない一方で、大規模殺虫試験（セグロモモミバエ老齢卵・果実中心温度 46℃・20 分間）では殺虫率 100%となっているが、処理基準の設定として問題はないのか。

（回答）熱耐性比較試験における補正殺虫率は、対照区で発生した自然死亡率を考慮して補正した値。大規模殺虫試験における殺虫率は、有効供試虫数（対照区の生存率から算出した、実際に処理に供されたと考えられる虫数）に対する殺虫率の値。熱耐性比較試験は、ミバエ種及び発育ステージごとの熱耐性を比較し、最耐性ステージを決定することを目的とした試験であるため、大規模殺虫試験とは異なり、果実中心温度が設定温度に到達した時点で処理を終了している。このため、今回のリスク管理措置案の処理基準の検討に直接的に関係するものではない。

② ベトナム産ザーサイン種ポメロの殺虫試験について、資料8ページの「飽和蒸気」というのは、資料7ページの「蒸熱処理（果実中心温度を 46.5℃で 20 分間保持）」と同等の効果を示すものか。

（回答）今回の試験は全て、加熱により果実中心温度が上がっていき、それが43℃に達した段階で、処理庫内の湿度が飽和蒸気になるようにプログラミングされたスケジュールで処理が行われている。このため、資料7ページの「蒸熱処理（果実中心温度を 46.5℃で 20 分間保持）」も飽和蒸気で行われたもの。

【質疑応答】

（君島委員）

● 資料5ページでは「ミカンコミバエ種群」に対するリスク管理措置の協議を行ったと記載されている一方、資料6ページでは協議対象病害虫としてミカンコミバエ *Bactrocera dorsalis* のみが記載されている。ミカンコミバエ種群には *B. dorsalis* 以外の種 *B.occipitalis*, *B.papayae*, *B.philippinensis* 等も含まれると認識しているが、なぜ協議対象病害虫が *B. dorsalis* に特定されたのか。

（事務局）

● ミカンコミバエ種群のうち、ベトナムに分布する種は、*B. dorsalis* 及び、*B. carambolae* である。このうち、*B. carambolae* はポメロ（*Citrus maxima*）を寄主としないため、本件の協議対象病害虫とはしていない。このため本件の協議対象病害虫は *B. dorsalis* のみとしている。

● （後日補足説明）*B.occipitalis* はベトナムに分布していない。*B.papayae* 及び *B.philippinensis* は、現在は *B. dorsalis* のシノニムとして整理されている。

（天野委員）

● 今回、ザーサイン種ポメロに限定している理由は、相手国からの要請によるものか、検疫条件上の理由によるものか、又は病害虫と寄主植物の関係によるものか。

（事務局）

● 今回の殺虫試験がザーサイン種ポメロのみを対象として実施され、ベトナム側と協議してきたことから、輸入解禁の対象もザーサイン種ポメロに限定される。

（君島委員）

● 資料9ページの解禁条件案として、ザーサイン種以外のポメロが混入しないよう生産者及び施設関係者へ指導することとされているが、ベトナムにおいて類似する品種は存在するのか。また存在する場合、生産者や選果こん包施設ではどのように識別し、混入防止を図るのか。

（事務局）

● ベトナムから提出された品種情報を確認した結果、成熟後も果皮が緑色である品種はザーサイン種のみであった。果皮が黄緑色である類似品種が存在するものの、ザーサイン種が丸形であるのに対し、類似品種は洋梨形で下部が膨らんだ形をしており、外観上識別可能である。また、ザーサイン種の果肉は赤色からピンク色であるのに対し、類似品種の果肉は淡黄色であるため、果実の切開を行えば明確に識別できる。

（有江座長）

● 資料8ページの処理基準について、庫内温度及び果実中心温度の条件の関係が分かりにくい。これらは同時に起こるのか、連続して起こるのか。また、相手国とは誤解無く協議できているのか。

（事務局）

● ①3時間以内に庫内温度を 47.5℃以上まで上昇させ、47.5℃以上を維持している間に、②相対湿度 50～70%の飽和蒸気により果実中心温度を 43℃以上まで上昇させ、その後飽和蒸気により果実中心温度を 46.5℃まで上昇し、その 46.5℃以上で 20 分間保持することを条件としている。なお、果実中心温度 46.5℃以上で 20 分間加熱し終えた後も庫内温度が 47.5℃以上である。すなわち、①②は同時に起こっている。相手国との協議では、より詳細な作業手順を定めたワークプランを作成するとともに、日本側植物防疫官の立会いにより適切な実施を確認する。

（天野委員）

● 庫内温度及び果実中心温度の条件の関係が分かりやすくなるよう整理した方がよい。

（事務局）

● 分かりやすい表記となるよう資料を修正する。

（杉山委員）

● 資料9ページの解禁条件案について、生産者団体としては、輸入解禁条件の内容を担

保できる検疫体制をとれるかどうかが極めて重要と考えている。解禁条件案のうち、施設側への指導及び指定蒸熱処理施設における消毒処理への立会いは、具体的に誰がどのように、どの程度の期間で実施するのか。また、立会いは毎回行うのか。

（事務局）

● 日本の植物防疫官が現地へ出張し、ベトナム植物防疫機関による指導及び処理に立ち会って確認する。解禁直後は全ての処理に立会う予定である。

（大藤委員）

● 蒸熱処理試験は試験用設備で実施されているため、商業用設備とは設備の状況や処理庫の大きさ等が異なると思われる。商業用設備でも、試験時と同等の消毒効果が担保されるのか。

（事務局）

● 商業用処理では、まず庫内における温度上昇の状況を確認（チャンバーテスト）した後、実際に果実に温度センサーを挿入して各センターの温度状況の状況を確認（ランニングテスト）し、温度が上がりにくい場所（クールポイント）を特定した上で処理を実施する。クールポイントに温度センサーを挿入した果実を設置し処理を行うことで、試験時と同等の消毒効果を担保することができる。この点はワークプランで規定するとともに、日本側植物防疫官による立会いにおいても適切な実施がされているか確認する。

（君島委員）

● 資料9ページの解禁条件案で「船積貨物又は航空貨物としての輸出（携行手荷物としての輸出は認められない）」と書かれているが、国際郵便（EMS 等）は対象となるのか。

（事務局）

● 国際郵便（EMS 等）は含まれない。

台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃協議

【事務局からの補足説明】

● 大島委員より、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。

① 台湾産マンゴウの殺虫試験について、資料 13 ページの熱耐性比較試験では玉文種の補正殺虫率が他品種より低いが、その理由はなにと考えられるか。

（回答）発育ステージ間の熱耐性の比較は、反復ごとに、同時に同じ処理庫内で処理するなどして差異を極力排除し実施することで、適切な比較が可能となる。今回の熱耐性比較試験でも、それぞれの品種においては、発育ステージ間の熱耐性の比較を行えるように適切に試験が実施されたが、品種間での熱耐性の比較を行うことを目的としてはいないことから、そのような比較を行える条件では実施されていない。このため、今回の熱耐性比較試験の結果のみをもって、玉文種における殺虫率が他よりも低いかどうかは結論付けられないところ。なお、

玉文種のみ 46.2℃の処理で補正殺虫率が 100%ではなかった理由は、明確ではない。

② 台湾産マンゴウの殺虫試験について、資料 13 ページの熱耐性比較試験では保持時間の記載がないが、大規模殺虫試験と同様に 30 分間保持したものか。また、玉文種に着目すると、資料 13 ページと 14 ページで殺虫率が異なるのはなぜか。

（回答）保持時間は資料7ページの熱耐性比較試験と同様、0分。一方、大規模殺虫試験は果実中心温度 46.2℃以上で 30 分間保持する条件で実施しており、両試験は処理条件が異なるところ。

● 宮竹専門委員より、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。

① 台湾産マンゴウの殺虫試験について、資料 13 ページにおける「卵」は老齢卵か。老齢卵の定義は何か。また、「補正殺虫率」及び「殺虫率」は何を指すか。

（回答）表中の「卵」の記載は全て老齢卵を指す。老齢卵とは、「卵」という態である期間のうち後半の期間にあたるもの。なお、ミバエ類の場合は、卵の中でも老齢卵の方が高温への耐性が高いことが知られており、蒸熱処理試験においては卵を供試する際は老齢卵を用いることとされている。「補正殺虫率」及び「殺虫率」については資料7ページの御意見への回答と同じ。

② ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の試験（資料7ページ）では 43℃、45℃、46℃及び 47℃で試験した一方、台湾産マンゴウの生果実の試験（資料 13 ページ）では 44.2℃、45.2℃及び 46.2℃で試験している。両者の設定温度が異なる理由は何か。

（回答）熱耐性比較試験の設定温度は、通常、輸出を要請する国が検討・設定しており、日本側も必要に応じて相手国に助言を行っているが、その設定温度は、発育ステージ間の熱耐性を適切に比較できると考えられる温度であれば問題ない。

③ ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実のリスク管理措置案（資料8ページ）では果実中心温度 46.5℃以上で 20 分間保持、台湾産マンゴウの生果実のリスク管理措置案（資料 15 ページ）では果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間保持とされている。両者の処理時間が異なる理由は何か。

（回答）各国は、熱耐性比較試験や小規模殺虫試験の結果を踏まえ、処理条件を検討し、大規模殺虫試験を行っている。リスク管理措置案の処理条件は、大規模殺虫試験の試験結果から算出されるため、それぞれの案件によって異なる。なお、今回、両案件とも果実中心温度 46.5℃となっているのは偶然である。

【質疑応答】

（君島委員）

● 植物防疫法施行規則別表2ではミカンコミバエ種群が対象となっているが、資料 12 ページでは協議対象病害虫としてミカンコミバエ *B. dorsalis* のみが記載されている。ミカ

ンコミバエ種群には *B. dorsalis* 以外の種も含まれると認識しているが、なぜ協議対象病害虫が *B. dorsalis* に特定されたのか。

（事務局）

● 台湾に分布するミカンコミバエ種群は *B. dorsalis* のみであるため、本件の協議対象病害虫は *B. dorsalis* のみとしている。

（有江座長）

● 資料 15 ページの条件案について、庫内温度及び果実中心温度の条件の関係が分かりにくい。庫内温度 47.4℃という数値の設定根拠は何か。また、果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間加熱する条件が満たされればよく、庫内温度 47.4℃以上で 120 分間加熱する条件は不要ではないか。

● 商業用処理においては、果実中心温度を測定する果実や温度センサーの位置等はどのように決定しているのか。

（天野委員）

● 大規模殺虫試験で供試した果実の大きさはどの程度か。また、既解禁品種であっても大型な果実が存在するが、試験で供試した果実より大型の果実の場合や今後新たな品種が開発された場合でも対応可能なのか。

（大藤委員）

● 庫内温度 47.4℃以上で加熱を行い、果実中心温度 46.5℃以上に到達した後は 30 分間保持するという理解でよいか。また、ワークプランにおいて、果実の大きさに関する点や温度センサーの位置等の細かな規定は明記しておくべき。

（事務局）

● ①庫内温度 47.4℃以上の飽和蒸気（庫内湿度 90%以上）により、120 分間以上生果実を加熱し、その後、②庫内温度 47.4℃以上の飽和蒸気（庫内湿度 90%以上）により、果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間以上加熱することを条件としている。すなわち、①が終わった後に②の 30 分間以上の処理が、果実中心温度 46.5℃以上になった段階で開始される。

● 47.4℃という数値は、大規模殺虫試験実施時の温度記録を解析し、ミカンコミバエを十分に殺虫できた庫内温度及び保持時間から設定したものである。蒸熱処理の効果は、果実中心温度だけでなく、処理開始から終了までの総処理時間にも影響されると考えており、試験で使用した果実より小さい果実では、果実中心温度が目標温度に達するまでの時間が短くなり、総処理時間が不足するおそれがある。このため、「庫内温度 47.4℃以上で 120 分間以上加熱」と「果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間以上維持」の両方を条件とすることで、果実サイズにかかわらず十分な消毒効果を担保している。なお、試験で使用した果実より大きい果実の場合は、「果実中心温度 46.5℃以上で 30 分間以上維持」を達成するために加熱すると、通常 120 分間以上の加熱が必要になるため、総処理時間は不足しない。

● 大規模殺虫試験では、金煌種及び玉文種はおおむね 800～900g、農民党1号種はお

おむね 400g の果実を供試した。蒸熱処理による殺虫効果は品種そのものよりも果実の大きさの影響を受けると考えており、先述のとおり、果実サイズにかかわらず十分な殺虫効果を担保できるよう条件案を設定している。これは、今後新たな品種が開発された場合も同じである。

- 商業用処理では、試験時と同等の消毒効果を確保するため、処理対象果実のうち最も大きな果実を選定してセンサーを挿入し、温度を測定することとしている。温度センサーの設置位置については、ベトナム産ポメロと同様に、各シーズンの開始時にチャンバーテスト及びランニングテストを実施してクールポイントを特定し、当該位置にセンサーを設置して処理を行う。また、センサーを挿入する果実数、設置位置その他の温度測定方法についてはワークプランに規定し、日本側植物防疫官の立会い時に、規定どおり適切に実施されていることを確認する。。
- 指摘を踏まえ、分かりやすい表記となるよう資料を修正する。

（有江座長）

- 資料9ページのベトナム産ポメロの解禁条件案と資料 15 ページの台湾産マンゴウの条件案では蒸熱処理や輸送に係る記載が異なっているが、今後統一されるのか。

（杉山委員）

- 資料9ページのベトナム産ポメロの解禁条件案では「指定蒸熱処理施設における消毒処理への立会い」、資料 15 ページの台湾産マンゴウの条件案では「日本側植物防疫官による確認（台湾側と共同して実施）」と記載が異なっているが、確認体制に違いはあるのか。

（事務局）

- 資料によって記載が異なっているが、実際の運用に差はない。ベトナム、台湾ともに、相手国植物防疫機関が消毒処理及び輸出検査を実施し、日本側植物防疫官がその実施状況を確認する体制である。今回の指摘を踏まえ、資料を修正する。

（君島委員）

- 資料 15 ページの条件案では、「各こん包又は束ねたこん包への輸出植物検査終了及び仕向地の表示」とあるが、具体的にどのような状態を指すのか。また、束ねたこん包に対してのみの表示の場合、流通段階でこん包をほどくと日本向け貨物かどうか分からなくなる可能性がある。

（事務局）

- 表示は個々のこん包に行う場合と、複数のこん包を束ねたバンドに表示する場合がある。当該表示は、日本向けにリスク管理措置が実施された貨物であることを日本の輸入検査時に確認するためのものであり、流通段階での表示を求めるものではない。

（杉山委員）

- WTO/SPS 協定に基づき輸入解禁にかかる協議に応じざるを得ないとしても、生産者

団体としては国産果実との競合を懸念している。ベトナム産ポメロの輸入解禁及び台湾産マンゴウの品種制限撤廃による国内産業への影響をどのように考えているのか。また、輸出時期はいつ頃になるとみられるか。さらに、ブンタンや河内晩柑等の国産農産物との競合を避けるため、輸出時期を制限することはできないのか。

（事務局）

- ポメロについては、既にタイ、台湾及びイスラエル産等の輸入が認められているが、輸入量は多くなく、国産かんきつ類とは食味や用途等で差別化が図られている。ベトナム産ポメロについても同様と考えている。また、ベトナム産ザーサイン種ポメロは通年収穫されているが、これまでの輸出実績では４～７月頃の輸出が比較的多いと考えられる。
- 台湾産マンゴウについては、既にアーヴィン種及びハーディン種が輸入されているほか、他国産マンゴウも流通しており、国内産マンゴウとは品質や価格帯等で差別化が図られている。品種制限撤廃により一部品種について輸入時期が拡大する可能性はあるものの、商業用処理施設の処理能力にも限界があるため、大幅な輸入増加は想定されない。
- 植物検疫上は、検疫条件が適切に守られる限り、病害虫リスクとは直接関係しない理由により輸出時期を制限する等は困難である。

（杉山委員）

- 沖縄県ではセグロウリミバエの緊急防除が実施されており、生産者の負担も重い。今回の協議対象病害虫であるミバエ類の侵入を確実に防止するために、科学的根拠に基づく検疫措置を確実に実施することをお願いしたい。また、生果実の持ち込みだけでなく、季節風による分布拡大も問題になっていると聞いている。特に昨今の異常気象によって、発生予察用トラップでの誘殺数も増加している状況であることから、高温対策の一環として、ミバエ類の飛来に対する侵入防止及び防除体制の強化をお願いしたい。

（事務局）

- 輸入検疫については、科学的根拠に基づいて適切に実施していく。また、ミカンコミバエ種群をはじめとする国内で誘殺されたミバエ類への対応についても、侵入調査や初動防除による封じ込め及び根絶に取り組んでおり、今後も体制の強化に努める。

【まとめ】

（有江座長）

本日指摘のあった点については、事務局にて修正を検討し、委員に諮る形で進めていただきたい。

以上